



24生消取第7号  
平成24年4月3日

公益財団法人日本健康・栄養食品協会  
理事長 下田 智久 様

東京都生活文化局  
消費生活部長 藤井 秀之



インターネット上の広告・表示の適正化について（要望）

日頃から、東京都の消費生活行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

東京都は、不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）に違反するおそれのあるインターネット上の広告・表示の監視を継続的に実施しておりますが、この度、東京都の再三の注意にもかかわらず不当表示を繰り返していた4事業者に対して、別紙プレス発表資料のとおり、景品表示法第7条に基づき、表示の改善等を指示しました。

貴団体におかれましては、下記により、インターネット上の広告・表示の適正化について、一層御尽力くださいますようお願い申し上げます。

記

- 1 指示の事実を関係事業者に周知するなどして、景品表示法及び関係法令の遵守、事業者の広告・表示適正化の取り組みの促進を図ってください。
- 2 関係事業者が広告表示等を行う場合には、以下を踏まえて、表示の根拠となる客観的な事実を確認した上で表示を行うよう、貴団体としても、より一層、各種方策に取り組んでください。
  - ① 製造事業者や卸売事業者等が作成し、販売事業者に配布する販売促進資料は、販売事業者が行う一般消費者向けの広告・表示へ与える影響が大きいため、適正な内容であることが必要である。
  - ② 販売事業者が、他社サイトの表示をそのままコピーして、自らの販売サイトに表示する場合があるが、販売事業者は表示責任者として表示内容に関する客観的・合理的な根拠を保有している必要がある。

【担当】東京都生活文化局消費生活部取引指導課 松下・西尾

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎27階

電話 03-5388-3068

# ネット通販4事業者に表示の改善を指示

～ 健康食品・美容関連商品等について、サイト上に不当な表示 ～

東京都は、インターネットの通信販売サイトで、ダイエット効果をうたう健康食品など21商品について、不当な表示を行っていた以下の4事業者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第7条の規定に基づき、本日、表示の改善等を指示しました。

4事業者は、東京都の再三の注意にもかかわらず、消費者を誤認させる表示を繰り返していました。

なお、今回改善の指示を行った不当表示は、東京都のインターネット広告表示監視事業（年間2万4千件のインターネット上の広告を継続的に監視）により発見されました。

## 1 事業者の概要

- (1) 株式会社ジーエイチシー（平成14年10月設立）：代表取締役 山本 亮  
所在地：東京都江戸川区西葛西6-13-16
- (2) 株式会社アイン（平成3年3月設立）：代表取締役 沼田 賢一  
所在地：東京都千代田区神田和泉町1-5-9 音頭ビル3F
- (3) 株式会社ダ・ヴィンチ（平成22年11月設立）：代表取締役 河野 悟  
所在地：神奈川県横浜市港北区日吉本町1-23-3
- (4) 有限会社総企社（平成15年12月設立）：取締役 森田 健生  
所在地：大阪府吹田市片山町1-5-10

## 2 違反事実の概要（詳細は別紙のとおり）

事業者名	対象商品	主な不当表示	問題点
株式会社 ジーエイチシー	健康食品「エクスターナルパニックSO S」など4商品	「何をしても身長が伸びない方の最終手段」 「一度止まった身長が強制的に成長期に突入します」	メーカーの販促資料を元に作成した。合理的な根拠なし →優良誤認
株式会社 アイン	美容ジェル「アールハニージェル」など9商品	「検証 男性のバストでもこの結果」 「『脂肪』に働きかけるため、男性でも十分目視できるほどの結果となりました」	仕入先の資料を確認せず、そのまま表示した。合理的な根拠なし→優良誤認
株式会社 ダ・ヴィンチ	健康食品「ディー・ディー・ティー」など5商品	「ウエストからぎゅーっ、メリハリボディ」 「さらに体臭・口臭まですっきり爽やか」	メーカーから入手した画像をそのまま表示した。合理的な根拠なし→優良誤認
有限会社 総企社	衣料品「寝ながら美脚スパッツ」など3商品	「寝ている間を利用して、『太もも』『ふくらはぎ』『ヒップ』『おなか』をシェイプアップ」 「寝ながら美脚」	メーカーの営業用カタログを元に作成した。合理的な根拠なし→優良誤認

（問い合わせ先） 生活文化局消費生活部取引指導課  
電話 03-5388-3068

### 3 改善指示の内容

- (1) 一般消費者の誤認を防ぐため、「優良誤認」、「有利誤認」に該当する表示について、速やかに修正するとともに、これらの表示が誤りであった旨を公示すること
- (2) 今後、一般消費者に誤認されるおそれのある表示を行わないこと
- (3) 上記(2)のために必要な措置を講じ、役員及び従業員に周知すること
- (4) 指示の内容に対する改善措置について、平成24年4月18日までに文書で報告すること

### 4 業界団体等への要望

公益社団法人日本広告審査機構、公益社団法人日本通信販売協会、公益財団法人日本健康・栄養食品協会等の業界団体10団体及びインターネット関係事業者9社に対して、本日、以下の要望を行った。

- (1) 指示の事実を関係事業者に周知するなどして、景品表示法及び関係法令の遵守、事業者の広告・表示適正化の取り組みの促進を図ること
- (2) 関係事業者が広告表示等を行う場合には、以下を踏まえて、表示の根拠となる客観的な事実を確認した上で表示を行うよう、団体としてより一層、各種方策に取り組むこと
  - ① 製造事業者や卸売事業者等が作成し、販売業者に配布する販売促進資料は、販売事業者が行う一般消費者向けの広告・表示へ与える影響が大きいため、適正な内容であることが必要である。
  - ② 販売事業者が、他社サイトの表示をそのままコピーして、自らの販売サイトに表示する場合があるが、販売事業者は表示責任者として表示内容に関する客観的・合理的な根拠を保有している必要がある。

#### ◆ 消費者へのアドバイス ◆

- インターネット通販サイトの誇大広告には注意しましょう。
- 表示の内容をうのみにせず、多角的に情報を収集するなど十分に検討を行い、商品を選択するようにしましょう。

#### —景品表示法—

- 景品表示法で禁止されている不当表示
  - ・優良誤認（第4条第1項第1号）  
内容について、実際のものよりも著しく優良であると一般消費者に示す表示、又は事実と相違して競争事業者に係るものよりも著しく優良であると一般消費者に示す表示
  - ・有利誤認（第4条第1項第2号）  
取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示、又は競争事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示
  - ・その他（第4条第1項第3号）
- 都道府県知事の指示（第7条）  
都道府県知事は、（中略）第4条第1項の規定に違反する行為があると認めるときは、当該事業者に対し、その行為の取りやめ若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を指示することができる。その指示は、当該違反行為が既になくなっている場合においても、することができる。

改善指示の対象とした表示

別紙

(株)ジーエイチシーの販売商品		主な不当表示の内容	表示期間	問題点(不当表示に至った理由等)
1	健康食品 「エクスターナルパニックSOS」 (画像①)	「何をしても身長が伸びない方の最終手段!驚きの低身長者適応骨形成錠!1度の飲用だけでも身長×0.3%増の事例アリ、一度止まった身長が強制的に成長期に突入します。」  「通常販売価格:1,050円(税込) セール価格:650円(税込)」	平成22年7月~平成24年3月	●メーカーから入手した販売促進資料を元に作成した。記載内容はメーカーの研究・調査等に基づくものとしてそのまま引用していた。  ●過去に値下げをしたときの表示をそのままにしていた。
2	健康食品 「ヴィーナスボム」	「痩せるのに胸がアップするという現象を…『BF増胸システム』という最新の増胸技術で、そんな信じられない夢のような状態を実現!VIP会員用に開発された特別サプリ!初めてのDカップ&初めてのクビれたウエスト。豊胸手術や脂肪吸引はもう必要ナシ!」  「通常販売価格:3,129円(税込) セール価格:2,600円(税込)」	平成22年11月~平成24年2月	同 上
3	健康食品 「濃厚美的コア」	「とろ~りリッチな下半身専用美脚ココア」  「停滞してしまった不要物に力を発揮し、特に脚に対して喜びが大きいことがわかりました。脚から嬉しくなる不思議な感覚を体験してください。」	平成22年1月~平成24年3月	●仕入先から入手した販売促進資料を元に、根拠等を確認せず表示を作成していた。
4	健康食品 「満腹ドッカーン茶」	「満腹まで食べたと思ったのに!」  「-1kg、-2kg、-3kg・・・何kg落とすかはあなた次第」	平成24年2月~平成24年3月	同 上
(株)アインの販売商品		主な不当表示の内容	表示期間	問題点(不当表示に至った理由等)
1	美容ジェル 「アールハニージェル」 (画像②)	「検証 男性のバストでもこの結果!!」  「Rハニージェルは『脂肪』に働きかけるため、男性でも十分目視できるほどの結果となりました。」	平成23年1月~平成24年3月	●仕入先から入手した資料のままに、根拠等を確認せず表示していた。  ●仕入先から入手した表示の根拠資料が提出されたが、合理的な根拠とは認められないものであった。
2	美容液 「セルケア3Gエッセンス」	「新たなスキンケアの進化 医療の最先端技術『再生医療』から生まれたGF『グロースファクター』肌細胞レベルで新生・分裂・増殖等に働きかける3種類のGF(EGF・IGF・FGF)更に、ナノ化された有効成分が、新しく生まれた肌細胞と肌本来の働きをサポートします。肌を内側から若々しい肌へ・・・」	平成23年6月~平成24年3月	●インターネット上で魅力ある商品を見つけ、ネット上の表示をそのままコピーして使用したため合理的な根拠は有していなかった。
3	健康食品 「スリムドクターYQ2」	「どうせ出すならどろどろの脂肪便。余分なコレステロールを吸着し体外へ排出!。目標体重をセットしたら後は飲むだけ!」	平成18年2月~平成24年1月	●仕入先から入手した資料のままに、根拠等を確認せず表示していた。  ●販売を終了していたが、表示は消し忘れていた。
4	健康食品 「タイムスリップ」	「世界の医療機関で認められ、クリニックでは1本3万円の脂肪溶解注射メソセラピーの成分がサプリになりました!L-カルニチン配合で脂肪をグングン燃焼!」	平成18年5月~平成24年1月	同 上
5	健康食品 「MAZEROW(マゼロウ)」	「MAZEROW(マゼロウ)は飲むだけで脂肪にさよなら!?溶かして飲むだけでスリム目指せるサプリメント。」  「飲むだけで気になる脂肪にアタックしてスリムを目指すサプリメント。」	平成20年5月~平成24年1月	同 上
6	健康食品 「メリハ」	「ダイエットとバストアップを同時に実現できる夢のナチュラルサプリ」	平成16年4月~平成24年3月	同 上
7	健康食品 「スピリナプラス」 (画像⑤)	「スピリナプラスでウエストすっきり♪」「特許成分配合サプリで、ダイエット」「細くきれいにやせたい方へ」  「メーカー希望小売価格¥18800(税抜)のところを 84%OFF ¥2980(税込¥3129)」	平成21年9月~平成24年1月	同 上

改善指示の対象とした表示

別紙

8	ゲルマニウム商品 「ゲルマニウム&チタンプレズレット」	「ゲルマニウムを身につけることで、身体の生体電流のバランスを整え、血液PHを正常に保ちます。」 「体内に酵素が行き渡り、筋肉細胞を活性化し、自然治癒力を高めます。」	平成17年2月～平成24年1月	●仕入先から入手した資料のままに、根拠等を確認せず表示していた。 ●販売を終了していたが、表示は消し忘れていた。
9	ゲルマニウム商品 「NEWゲルマニウムプレズレット」	「ゲルマニウムには、一般に「半導体物質」と呼ばれ、体内に蓄積した過剰な電気を放電させ、肉体の苦痛を和らげると同時に血液を浄化する作用があります。温度が32℃以上になると、マイナスイオンの自由電子が外に飛び出し、プラスの電荷を帯びてバランスを崩した筋肉細胞をすばやく正常に整える作用があり、様々な体調不良に効果があるといわれています。」	平成17年1月～平成24年1月	同上
㈱ダ・ヴィンチの販売商品		主な不当表示の内容	表示期間	問題点（不当表示に至った理由等）
1	健康食品 「ディー・ディー・ディー」 (画像③)	「ウエストからぎゅーっ、メリハリボディ!? さらに口臭まですっきり爽やか!?!」 「1杯目:一番気になるウエストから痩せてくる!?! 2杯目:さらにウエストがクビレ、腰周りがサイズダウン!?! 3杯目:太もも、二の腕、二重アゴがスッキリ!?! 10杯目:目標達成!?!「クビレボディ」だけでなく、肌荒れも改善!?!」 「定価5,292円のところ当店特別価格2,079円」	平成17年12月～平成24年2月	●メーカーから渡された画像をそのまま表示していた。根拠等は確認しなかった。
2	健康食品 「ストロンガーブロック2000」	「6粒で最大2000kcalをブロック!!食べても安心!食べても安心!」	平成17年12月～平成24年3月	●メーカーから入手した資料を提出してきたが、表示内容を実証する合理的な根拠とはいえなかった。
3	健康食品 「プエラリア100 B・U RICH EXPLUS」	「信頼のバストアップサプリ」 「濃縮プエラリアでハリ・弾力アップ」 「今のブラがキツくなる!?!あなたの胸にハリとボリュームが」 「みかんサイズがスイカサイズに」 「定価12,600円のところ当店特別価格4,725円(本体価格4,500円)」	平成19年12月～平成24年1月	●現在、販売は中止している。 ●根拠については、古いことなのでメーカーに確認できない。
4	健康食品 「アトミックボム」	「寝るだけでバストが育つ!?!これ以上の成分は今後出ないかも?超ウルトラ級最新バスト成分が上陸」	平成20年6月～平成24年1月	同上
5	ゲルマニウム商品 「オール(全面)ゲルマニウムネックレス」	「ゲルマニウムの効果・血行を促進・肩凝り・腰痛・膝痛・筋肉痛・神経痛などの諸症状の緩和・人の体が元々持っている自然治癒力を高め、老廃物でドロドロの血液をサラサラにするといった効果があることで知られています」	平成19年12月～平成24年1月	同上
(有) 総企業の販売商品		主な不当表示の内容	表示期間	問題点（不当表示に至った理由等）
1	衣料品 「寝ながら美脚スパッツ」 (画像④)	「寝ている間を利用して『太もも』『ふくらはぎ』『ヒップ』『おなか』をシェイプアップ!!!」 「寝ながら美脚の仕組み」「三段圧テーピングサポート編みが疲れ、むくみを解消!!!」	平成19年5月～平成24年1月	●メーカーから入手した営業用カタログを元に、根拠等を確認せず表示を作成していた。
2	衣料品 「寝ながら美脚シェイプソックス」	「寝ながら美脚のひみつ」 「履くだけ簡単 憧れモデル脚」	平成23年8月～平成24年1月	●メーカーから入手した資料のままに、根拠等を確認せず表示していた。
3	衣料品 「美脚シェイプデニムトレンカ」	「骨盤・つぼ・ゲルマ・チタン 履いた瞬間スラーリ脚を実感できる」 「脚が太くてみせられない・・・下半身がどンドン太る ダイエットしても下半身はまったく痩せない etc. その原因はむくみ&骨盤」 「このトレンカは骨盤の歪みに着目。履くことで骨盤の歪みが、そしてウエストも・・・」	平成21年8月～平成24年1月	同上
合	商品分類	○健康食品 13商品 ○美容ジェル/美容液 2商品 ○ゲルマニウム商品 3商品 ○衣料品 3商品		
計	不当表示	○優良誤認を与える表示 21件 ○有利誤認を与える表示 5件		

- 合理的な根拠なく、身長が伸びる、バストアップできると誤認させる表示（優良誤認）

①



何をしても身長が伸びない方の最終手段！  
 驚きの低身長者適応骨形成錠！  
 1度の飲用だけでも身長×0.3%増の事例アリ！  
 一度止まった身長が強制的に成長期に突入します！

②



「女性ホルモンの活性化」だけではここまで結果は現れにくいのですが、ロハニージェルは「脂肪」に働きかけるため、男性でも十分目視できるほどの結果となりました。

- 合理的な根拠なく、容易に身体や脚のシェイプアップ効果が得られるように誤認させる表示（優良誤認）

③



④



- 根拠のない「メーカー希望小売価格」を表示した不当な二重価格表示（有利誤認）

⑤

